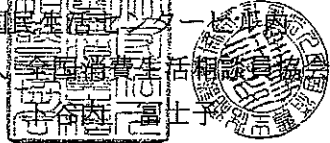


平成 18 年 11 月 24 日

関西外語専門学校  
校長 早原 瑛 殿

〒108-8566  
東京都港区高輪3-13-22  
社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長



貴校の「契約解除の際の学納金の清算条項」について(申入れ)

当協会は、既にご連絡しておりますように、内閣府（旧経済企画庁）から許可された社団法人で、会員の多くが、全国各地の消費生活センターで相談員を務めている消費者問題の専門家で構成され、業務目的は消費生活の安定及び向上に寄与することにあります。

当協会では、業務の一環として週末に電話相談を実施しており、また、消費者月間の行事として電話相談を毎年実施しています。今年も5月に「契約なんでも110番」を実施しました。そこで貴校の学納金返還に係る情報を収集し、その際に貴校の募集要項を拝見しました。その後、当協会では貴校の募集要項（2006年度、2007年度）の条項を出願者・合格者・学生の立場から検討する一環として貴校を訪問し、学納金の清算条項等に関連してご教示いただきました。

その結果、貴校の募集要項には「一旦納入された学費は学費返還制度適用の場合を除き一切返金できません」との記載はあるものの、返還要求があれば実際には返金に応じておられるということを知りました。このように柔軟に対応しておられるにもかかわらず、「一切返金できません」との文言は、今のところ変えるつもりはないと伺いました。

現行の貴校の募集要項には消費者契約法に触れる点があると思われま。学納金の清算条項について、別紙の通り、その改正をご検討頂くよう申し入れます。

なお、貴校のご見解及び対応策について、本書面到着後1か月以内に文書にてご回答いただきたくお願い申し上げます。

(本件連絡先)

(社) 全国消費生活相談員協会  
事務局

TEL : 03-3448-9736

FAX : 03-3348-9830

(別紙)

入学辞退・中途退学の際の学納金の清算条項について (申入れ)

### 【申入れの趣旨】

貴校募集要項中の「一旦納入された学費は、学費返還制度適用の場合を除き、一切返金できません」という清算条項を速やかに改正され、合格した受験生の入学辞退があった場合及び中途退学の場合について、消費者契約法を踏まえた合理的な清算条項を設定されるよう申し入れます。

### 【申入れの理由】

貴校の募集要項では特典として「併願者学費返還制度」を挙げています。

この制度は、「大学・短大と併願で受験される方のために学費返還制度を設けています。この制度を適用した場合、本校合格発表後 10 日以内に学籍保証金(学費の一部) 70,000 円を納入、残金は大学・短大合格発表の翌日まで猶予します。また、この学籍保証金は併願校進学の場合、全額返還します」というもので、併願者学費返還制度の適用を受けた場合は、一定期間猶予のもとで併願校に進学する者には、学納金の一部として納入した学籍保証金は全額清算返還されることになり、基本的に経済的負担はありません。

一方、併願者学費返還制度の対象外とされている他の専門学校・各種学校および米国大学日本校などを併願した者や専願受験した者が、合格しつつ何らかの理由で入学を辞退した場合には、募集要項の学費納入上の注意として明記されている「一旦納入された学費は、学費返還制度適用の場合を除き、一切返金できません」との条項が適用され、既に納入した入学金や授業料は一切返還されず、少なからず経済的負担をすることになります。

貴校は学校法人であり、消費者契約法にいう「事業者」、受験生は消費者契約法で個人「消費者」に該当します。事業者と消費者がそれぞれ当事者となって締結する契約は、消費者契約法第 2 条 3 項の「消費者契約」に該当します。そして、貴校の募集要項の「一旦納入された学費は、学費返還制度適用の場合を除き、一切返金できません」との条項は、「消費者契約の解除にともなう損害賠償の予定または違約金条項に、事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分について、無効」とする消費者契約法第 9 条 1 号が適用されることとなります。

貴校と同種の契約で「入学前のみならず入学後であっても、一旦納入した学費は一切返金できないという条項は、不当条項としてその適用は認められない」とされた地裁の判例(大阪地裁平成 17 年 10 月 21 日判決『平成 16 年(ワ)第 5920 号学納金返還請求事件』)もあります。

上述のように現行の貴校の募集要項には消費者契約法第 9 条 1 号に触れる点があると思われま。実際には、返還要求があれば返金に応じておられると伺いましたが、多数の出願者・合格者・学生は募集要項に従い、返還要求を断念しているものと思われま。

従って、当協会は貴校が速やかに「一旦納入された学費は、学費返還制度適用の場合を除き、一切返金できません」という清算条項を改正され、合格した受験生の入学辞退があった場合及び中途退学の場合について、消費者契約法を踏まえた合理的な清算条項を設定されるよう申し入れます。